

第5回加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業者選定委員会 次第

【資料】

- ・出席者名簿
- ・加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業者選定委員会規則
- ・採点シート
- ・採点シートについて

- 1 開会
- 2 審査に向けた事前確認
- 3 プレゼンテーション及びヒアリング
- 4 委員協議
- 5 審議
- 6 総評
- 7 閉会
- 8 事務連絡

加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）第2条の規定に基づき、加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要領に関すること。
- (2) 事業者の候補者の選定基準に関すること。
- (3) 事業者の候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 景観、建築及びまちづくりに関する専門的知識を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項についての答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、出席した委員の過半数の者の同意を得たときは、公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

| 審査項目 | 審査の視点 | | 配点 | Sグループ | | |
|-----------------|----------------------|---|-----|-------|----|------|
| | | | | 評価 | 得点 | コメント |
| 性能評価点 | | | 170 | - | | |
| ア 事業用地の整備方針 | | | 20 | - | | |
| (1) | 基本的な考え方について | 1) 整備方針について、加古川市かわまちづくり計画のコンセプト（駅からの回遊性を生み出す新しい日常空間の創造）、基本的な考え方（メインターゲットは「若者・子育て世代」）及び計画の内容に添った考え方であり、優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| (2) | 魅力的な空間形成について | 1) 河川敷を含めた空間形成に関する整備方針について、立地特性を活かした魅力的で優れた提案となっているかどうか。 | 10 | | | |
| イ 配置計画・動線計画 | | | 20 | - | | |
| (1) | 配置計画 | 1) 加古川市、対象地、加古川市かわまちづくり計画の将来像に添った事業用地の整備方針を踏まえ、事業用地の価値を発揮できる配置計画として優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| (2) | 動線計画 | 1) 利用者の安全性・利便性や事業用地外からの来訪者、車いす利用者や雨天時の利用にも配慮された動線計画となっているか。 | 10 | | | |
| ウ 整備・管理・運営 | | | 80 | - | | |
| (1) | 民間ゾーン | 1) 施設計画は具体的であり、建築意匠計画、空間デザインについて優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| | | 2) 民間ゾーン及び事業用地全体のランドスケープデザインについて、公共ゾーンとの調和や利用者に提供する付加価値等、優れた提案となっているか。 | 15 | | | |
| | | 3) 提供する利用者サービスは、事業用地や加古川駅周辺地域を含めた魅力向上や集客力が見込める魅力的で優れた提案となっているか。また、提案内容を持続的に運営できる実施体制となっているか。 | 15 | | | |
| | | 4) 収支計画について、作成の考え方（利用人数予測、利用者数、売上の把握方法等）が示されており、妥当性を確認できるとともに、利用者ニーズに的確に対応し、持続的な経営のための優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| (2) | 公共ゾーン | 1) 屋外トイレや遊具広場は民間ゾーンと調和のとれた優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| | | 2) 公共ゾーンにおける利用者にとって心地の良い居場所の形成・ランドスケープデザインについて、質の高い優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| | | 3) 提案する公共ゾーンの整備内容、維持管理業務内容、及び体制は、民間ゾーンの運営と効果的・効率的な連携を踏まえた、維持管理コストの削減が期待できる優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| エ 事業効果・事業マネジメント | | | 40 | - | | |
| (1) | 事業マネジメント | 1) 本事業特有のリスクについての的確に把握し、具体的で実効性の高い対応策を含む事業マネジメントについて、優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| (2) | 地域社会への貢献、まちづくりへの関わり方 | 1) 事業用地だけでなく、市内業者の活用や周辺のまちづくり活動との連携や多様な主体との協働等、地域社会への貢献やまちづくりへの関わり方について、主体的で優れた提案となっているか。 | 15 | | | |
| (3) | 広報計画 | 1) WEBやSNSを用いた事業用地・かわまちづくり計画範囲・市の魅力発信、河川敷への親しみやシビックプライドの醸成につながる具体的かつ効果的な広報計画について、優れた提案となっているか。 | 10 | | | |
| (4) | リバサイト制度の活用 | 1) リバサイト制度を活用した積極的な提案となっているか。 | 5 | | | |
| オ 提案意欲・姿勢 | | 事業理解度が高く、意欲的な提案内容・提案姿勢が認められるか。 | 10 | | | |

※評価は太枠内を入力（A～Eの5段階評価）

※総評のため、必要に応じてコメント欄に意見を入力

※リバサイト制度の活用提案がない場合はE評価（配点×0%）とし、要求水準書に記載の必須事項のみの場合はC評価（配点×50%）とする

採点シートについて

1. 性能評価点の評価

本事業では5段階評価となり、次のとおりとなります。

| 評価内容 | | 採点レート |
|------|------------------------------------|--------------|
| A | 要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている | 当該項目の配点×100% |
| B | AとCの中間の提案内容 | 当該項目の配点×75% |
| C | 要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている | 当該項目の配点×50% |
| D | CとEの中間の提案内容 | 当該項目の配点×25% |
| E | 要求水準書の記載を超えない提案内容 | 当該項目の配点×0% |

2. 性能評価点の採点方法

- ・採点シートの評価の列に、評価（A～E）を記載してください。
- ・項目ごとに配点があり、評価（A～E）に応じた得点になります。
- ・全ての項目で評価いただいた後、得点の合計が性能評価点の合計値となります。
- ・得点は事務局で計算しますので、記載する必要はありません。（確認のための記載は可能です。）

| 加古川市かわまちづくり販わい交流拠点整備運営事業 採点シート | | | 【委員名】加古川 太郎 | | |
|--------------------------------|---|-----|-------------|----|-----------|
| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 | Sグループ | | |
| | | | 評価 | 得点 | コメント |
| 性能評価点 | | 170 | - | | |
| ア 事業用地の整備方針 | | 20 | | | |
| (1) 基本的な考え方について | 1) 整備方針について、加古川市かわまちづくり計画のコンセプト（駅からの回遊性を生み出す新しい日常空間の創出）、基本的な考え方（メインターゲットは「若者・子育て世代」）及び計画の内容に添った考え方であり、優れた提案となっているか。 | 10 | A | | 〇〇〇なため。 |
| (2) 魅力的な空間形成について | 1) 河川敷を含めた空間形成に関する整備方針について、立地特性を活かした魅力的で優れた提案となっているかどうか。 | 10 | B | | △△△が気になる。 |
| イ 配置計画・動線計画 | | 20 | | | |
| (1) 配置計画 | 1) 加古川市、対象地、加古川市かわまちづくり計画の将来像に添った事業用地の整備方針を踏まえ、事業用地の価値を全揮できる配置計画として優れた提案となっているか。 | 10 | C | | XXX…… |
| (2) 動線計画 | 1) 利用者の安全性・利便性や事業用地外からの来訪者、車いす利用者や雨天時の利用にも配慮された動線計画となっているか。 | 10 | D | | □□□…… |
| ウ 整備・管理・運営 | | 60 | | | |
| (1) 民間ゾーン | 1) 施設計画は具体的であり、建築意匠計画、空間デザインについて優れた提案となっているか。 | 10 | E | | ◎◎◎…… |

3. 最低基準点

最低基準点は出席している委員数により異なり、性能評価点の6割となります。最低基準点を超えない提案は失格となります。

| 出席している委員数 | 最低基準点 |
|-----------|-------|
| 5名 | 510点 |
| 4名 | 408点 |
| 3名 | 306点 |